

# 五條市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年12月

## 1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢の状況（H20年4月1日現在）

(単位：人、円、歳)

職種	人数	平均給与月額	平均年齢
清掃員	12	365,581	41
用務員	7	296,448	51
調理員	15	273,023	51
その他	14	307,222	47
全体	48	309,553	48

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明かにされているものです。

(2) (1) に対応する民間従業員の状況

(単位：千円、歳)

対応する民間の類似職種	平均給与月額	平均年齢
廃棄物処理業従業員	299.7	43.6
調理師	291.8	40.2
用務員	255.9	53.9

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成17～19年の3ヶ年平均) このうち、廃棄物処理業従業員及び用務員については、全国平均の数値を、調理士については奈良県平均の数値を使用しています。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

(3) 職種・年齢区分ごとの人数・平均給与の状況（平成20年4月1日現在）

(単位：円、人)

年齢	清掃職員		用務員		調理員		その他		全体	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
50～62歳	—	—	4	301,756	11	286,748	6	315,002	21	297,679
30～49歳	12	365,581	3	289,370	4	235,279	8	301,388	27	318,789
20～29歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全体	12	365,581	7	296,448	15	273,023	14	307,222	48	309,553

(4) その他給与に関する事項

ア 給料表

給料表は、技能職員の給与に関する規則（昭和41年7月1日規則第2号）により定められています。

イ 手当

手当については、一般職の職員と同様です。

ウ 昇給

毎年、1月1日に、前1年間における勤務実績に応じて昇給を実施しています。

昇給の基準は、4号給です。（55歳以上の職員は2号給）

## 2. 基本的な考え方

### (1) 給 与

平成18年4月から、国に準じて給与構造の見直しを行い、一般職と同様に技能労務職の給与水準を引き下げています。また、特殊勤務手当については、平成18年4月から総合的に見直しを実施しました。

### (2) 定員管理

技能労務職については、ここ数年について、退職者の補充を控えています。今後は、行財政改革の中で、業務運営の手法の仕分けを行い、民間により運営が行える業務については、民間委託を進めます。

## 3. 具体的な取組内容

### (1) 給 与

特殊勤務手当については、総合的な見直しを実施していますが、今後の社会情勢の変革などにより、勤務の特殊性が薄れるものについては、都度、見直しを実施します。

### (2) 定員管理

引き続き、退職者の補充を控え、一般職への任用替えについて検討を行うとともに、民間委託等、業務の見直しを実施します。

## 4. その他

事務事業の見直しを行うなど積極的な行財政運営を推進し、効率的、効果的な行政運営を実施します。